

## 原告 20

### 1 認定事実

原告 20 は、昭和 29 年に京都市で出生した。

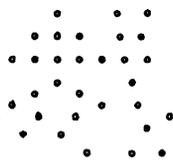
原告 20 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 20 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 3 2 7, 3 4 4)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 20 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 5 3 2）によれば、原告 20 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、活動報告の一連の経過中に言及されているにとどまるなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 20 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「埼玉県」の欄の公表により、原告 20 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 20 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 20 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 20 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2000 円と認めるのが相当である。



原告 2 1

欠番

原告 2 2

欠番

原告 2 3

### 1 認定事実

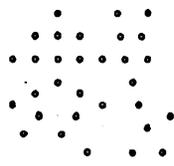
承継前原告 2 3 は、昭和 1 0 年に東京都新宿区（現在の地名）で出生し、令和元年 7 月 2 4 日に死亡した。原告 2 3 は、承継前原告 2 3 の配偶者であり、相続によって、承継前原告 2 3 の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前原告 2 3 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載されたが、上記住所の部屋番号以下の記載は誤っていた。

（甲 1 9 6）

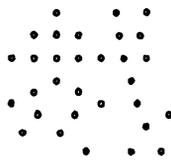
### 2 判断

- (1) 承継前原告 2 3 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、承継前原告 2 3 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、承継前原告 2 3 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、承継前原告 2 3 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる（本件人物一覧に掲載された住所は部屋番号の記載を誤っているが、居住する建物の場所を公開されるだけでも自己の私生活を脅かされる不安を惹起するため、このことは上記認定判断には影響しない。）。なお、証拠（乙 4 2 9, 5 9 5）によれば、承継前原告 2 3 は、自らが



原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたことが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されていることや第三者が開設するブログの特定の日の記述として掲載されていることなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。

- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、承継前原告23の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、承継前原告23が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



## 原告 24

### 1 認定事実

原告 24 は、昭和 33 年に神戸市で出生し、現在は原告解放同盟東京都連合会書記長を務めている。

原告 24 の母親の除籍謄本に出生地として記載のある地名が、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

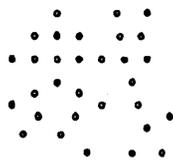
原告 24 の祖父の除籍謄本に本籍として記載のある地名が、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 24 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名及びフェイスブックの URL を掲載された。

(甲 197, 344)

### 2 判断

- (1) 原告 24 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 24 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 24 は本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたが、証拠 (乙 596) によれば、原告 24 は原告解放同盟に所属していることをフェイスブック上の原告 24 の実名が付された自己のアカウントにおいて自ら公開したと認められ、自らインターネット上に公開したといふべきであるから、本件人物一覧の公表により、プライバシーを侵害されたとは認められない。



## 原告 25

### 1 認定事実

承継前原告 25 は、昭和 17 年に福岡県朝倉市で出生し、令和 2 年 7 月 15 日に死亡した。原告 25 は、承継前原告 25 の配偶者であり、相続によって、原告 25 の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前原告 25 の従前本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

承継前原告 25 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

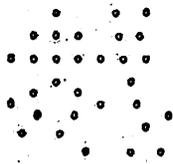
(甲 198, 344)

### 2 判断

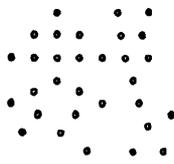
(1) 承継前原告 25 の現住所又は現本籍が本件地域にあると認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 25 のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、承継前原告 25 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたと認められる。これに対し、証拠（乙 431, 597, 598）によれば、承継前原告 25 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、これらがホームページの下部の階層に掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記認定判断を左右するものではない。

(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、承継前原告 25 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、承継前原告 25 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有す



る弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



## 原告 26

### 1 認定事実

原告 26 は、昭和 23 年に三重県松阪市にて出生した。

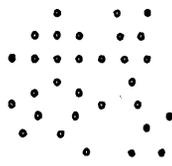
原告 26 の祖父の出生地の旧地名は、本件地域一覧の三重県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「部落名」欄に記載されている。

原告 26 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名、妻である原告 245 が原告解放同盟に所属していること、娘である原告 247 が映画を自主制作したこと等を掲載された。

(甲 111, 344)

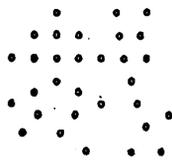
### 2 判断

- (1) 原告 26 の現住所又は現本籍が本件地域にあると認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 26 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 26 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたが、証拠（乙 293, 599, 600, 647）によれば、原告 26 は自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして、部落解放同盟の関係者以外の者も参加できる講演会に講師として参加し、ドキュメンタリー映画（その監督は娘である原告 247）や同映画に関連するトークイベントにも出演し、その活動内容はインターネット上に掲載されていると認められる。そうすると、原告 26 が原告解放同盟に所属していることは既に一般に広く知られているというべきであって、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名が掲載されていたとしても、原告 26 のプライバシーが侵害されたとは認められない。また、本件人物一覧には、原告 26 の妻である原告 245 が原告解放同盟に所属していることも掲載されているが、一般に原告解放同盟に所属していることやその役職名が明らかになるといわゆる同和地区出身者として認識され得ることを考慮しても、原告 26 が原告解放同盟に所属していることが既



に一般に広く知られている以上、上記事実が原告26にとって他人にみだりに知られたくない私的な事項であるとは認め難い。また、原告26の娘である原告247が映画を自主制作したことも、上記に説示するところに鑑みると、原告26にとって他人にみだりに知られたくない私的な事項であるとは認められない。

したがって、原告26のプライバシーが侵害されたとは認められない。



## 原告 27

### 1 認定事実

原告 27 は、昭和 17 年に東京都（現在の地名）で出生し、現在は東日本部落解放研究所において研究活動をしている。

原告 27 の母親の婚姻前の本籍は、本件地域一覧の東京府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、同本籍地が名称変更した後の地名が本件地域一覧の東京都の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

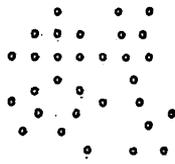
原告 27 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、所属する団体（役職を含む）、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、生年及び過去に出版した著作物等を掲載された。

（甲 1.99, 344）

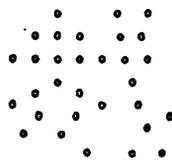
### 2 判断

(1) 原告 27 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 27 のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告 27 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する。他方、原告 27 の所属する団体及びその役職も公開されたが、証拠（乙 432, 592）によれば、原告 27 は自らが当該団体に所属していることを明らかにして部落解放運動に関する書籍を出版し、これをインターネット上でも販売しており、さらに原告解放同盟関係者ではない者も参加できる講演会に講師として参加していたと認められるから、これらの事実は既に一般に広く知られているというべきであり、この点についてプライバシーが侵害されたとは認められない。また、過去に出版した著作物の名称は、通常他人にみだりに知られたくない事項とはいえないので、これもプライバシー情報には当たらない。



(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告27の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



## 原告 28

### 1 認定事実

原告 28 は、昭和 30 年に広島県で出生し、現在は原告解放同盟東京都連合会の専従職員を務めている。

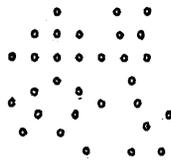
原告 28 の従前本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告 28 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

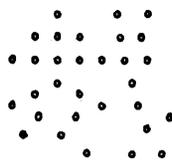
(甲 128, 344)

### 2 判断

- (1) 原告 28 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 28 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 28 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。これに対し、証拠 (乙 320, 329) によれば、原告 28 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行ったことや原告 28 が原告解放同盟の関連会社の発行する雑誌に寄稿したことがインターネット上に掲載されたと認められるが、これらがホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 28 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 28 が原告解放同盟に所属していることが



既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



## 原告 29

### 1 認定事実

原告 29 は、昭和 37 年に群馬県前橋市（現在の地名）で出生した。

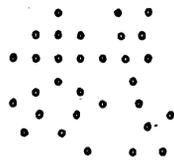
原告 29 の現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 29 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし区までの記載しかないもの）等を掲載された。

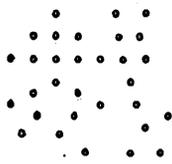
（甲 85, 344）

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 29 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 264, 686 から 688 まで）によれば、原告 29 は、原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、部落差別問題を対象とする雑誌に寄稿したり、対談企画に参加したりしており、その対談企画がインターネット上で紹介されたことが認められる。しかし、上記雑誌への寄稿や対談企画への参加は、ごく限られた読者層を対象とするものであるし、インターネット上で紹介された点も、それがホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 29 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告 29 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 29 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する（なお、住所は区までの記載しかなく不正確なため、これが公開されてもプライバシーを侵害するとはいえない。）。



- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により, 原告29の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は, 原告29が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことなども考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして, 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



## 原告30

### 1 認定事実

原告30は、昭和34年に東京都の多摩地区で出生した。

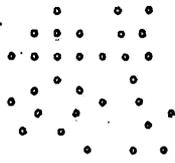
原告30の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の東京都の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告30は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及びフェイスブックのURL等を掲載された。

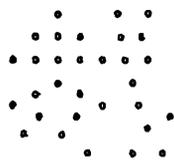
(甲6, 112, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告30は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙294)によれば、原告30は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象としたイベントを少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告30の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「東京都」の欄の公表により、原告30のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告30は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、電話番号及び勤務先の名称を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告30の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告30が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



## 原告 3 1

### 1 認定事実

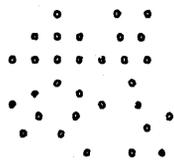
原告 3 1 は、昭和 7 年に東京都台東区（現在の地名）にて出生した。

原告 3 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲 2 0 0）

### 2 判断

- (1) 原告 3 1 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 3 1 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 3 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する。これに対し、証拠（乙 4 3 3, 6 0 3, 6 4 0）によれば、原告 3 1 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 3 1 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 3 1 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 5 0 0 円と認めるのが相当である。



## 原告 3 2

### 1 認定事実

承継前原告 3 2 は、平成 3 0 年 9 月 1 2 日に死亡した。原告 3 2 は、承継前原告 3 2 の配偶者であり、相続によって、承継前原告 3 2 の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前原告 3 2 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の神奈川県の一覧にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

承継前原告 3 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

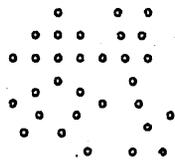
(甲 5, 1 2 9, 3 4 4)

### 2 判断

(1) 上記認定によれば、承継前原告 3 2 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 3 2 1, 4 3 3) によれば、承継前原告 3 2 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、ホームページの下の階層に掲載されていることや多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に承継前原告 3 2 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「神奈川県」の欄の公表により、承継前原告 3 2 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、承継前原告 3 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、承継前原告 3 2 の被った精神



的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、承継前原告32が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



## 原告 33

### 1 認定事実

原告 33 は、昭和 17 年に横浜市で出生した。

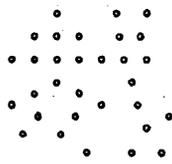
原告 33 の現本籍の旧地名は、本件地域一覧の神奈川県の一覧にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄の地名の一部としても記載されている。

原告 33 は、本件人物一覧の「部落解放同盟神奈川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

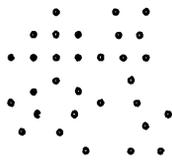
(甲 201, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 33 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 321, 434, 506）によれば、原告 33 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 33 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「神奈川県」の欄の公表により、原告 33 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 33 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 33 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 33 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



## 原告 34

### 1 認定事実

原告 34 は、昭和 26 年に新潟県上越市で出生した。

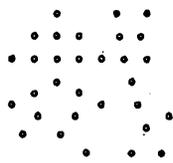
原告 34 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 34 は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号を掲載された。

(甲 202, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 34 は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「新潟県」の欄の公表により、原告 34 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 34 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 34 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、4 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 4000 円と認めるのが相当である。



## 原告 35

### 1 認定事実

原告 35 は、新潟県上越市で出生した。

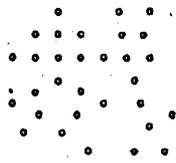
原告 35 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 35 は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

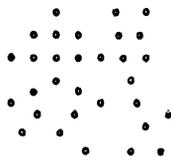
(甲 203, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 35 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 435, 604)によれば、原告 35 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、この活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、第三者の開設するブログの特定の日の記述として掲載されていることやホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 35 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「新潟県」の公表により、原告 35 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 35 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 35 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 35 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



## 原告36

### 1 認定事実

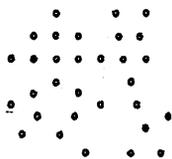
原告36は、昭和24年に新潟県小千谷市で出生した。

原告36の現本籍の旧地名は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、同本籍地の現在の地名は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

(甲204, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告36は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙436, 439, 604)によれば、原告36は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、この活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告36の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「新潟県」の欄の公表により、原告36のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告36は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないから、そのプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告36の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告36が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



## 原告 37

### 1 認定事実

原告 37 は、昭和 21 年に新潟県北魚沼郡小出町で出生した。

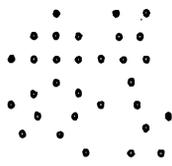
原告 37 の従前戸籍に原告 37 の父母の出生地として記載のある地名が、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 37 は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲 205, 344）

### 2 判断

- (1) 原告 37 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 37 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 37 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること及び電話番号を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する。なお、証拠（乙 437）によれば、原告 37 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、委員会の委員として多数人の氏名及び肩書が掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 37 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 37 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 5 0 0 円と認めるのが相当である。



## 原告 38

### 1 認定事実

原告 38 は、昭和 57 年に新潟県新発田市で出生し、原告解放同盟新潟県連合会の役員を務めている。

原告 38 の現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

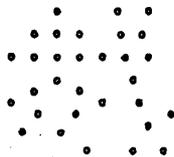
原告 38 は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし市までの記載しかないもの）、出身高校及びフェイスブックの URL を掲載された。

(甲 206, 344)

### 2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 38 は、その現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙 438）によれば、原告 38 は原告解放同盟に所属していることをフェイスブック上の原告 38 の実名が付された自己のアカウントにおいて自らインターネット上に公開したと認められる。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 38 の現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られていると推認される。そうすると、本件地域一覧の公表により、原告 38 のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告 38 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所（ただし市までの記載しかないもの）及び出身高校名を公開されたが、証拠（乙 438）によれば、原告 38 はこれらの情報を上記のフェイスブック上のアカウントに自ら公開していたと認められるので、本件人物一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。



## 原告 39

### 1 認定事実

原告 39 は、昭和 13 年に新潟県高田市で出生し、現在は原告解放同盟新潟県連合会上越支部長等を務めている。

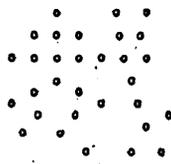
原告 39 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の新潟県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 39 は、本件人物一覧の「部落解放同盟新潟県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

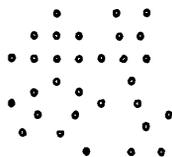
(甲 207, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 39 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 439) によれば、原告 39 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 39 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「新潟県」の欄の公表により、原告 39 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 39 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 39 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 39 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認め



るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



## 原告40

### 1 認定事実

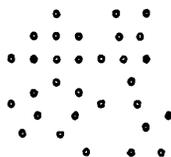
原告40は、昭和23年に富山県高岡市で出生し、昭和58年6月に原告解放同盟の構成員として登録され、現在は富山県連絡会議事務局次長を務めている。

原告40は、本件人物一覧の「部落解放同盟富山県連合会（準備会）役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲208)

### 2 判断

- (1) 原告40の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告40のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告40は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙440)によれば、原告40が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告40の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告40が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



## 原告 4 1

### 1 認定事実

原告 4 1 は、現在原告解放同盟中央規律委員会委員長を務めている。

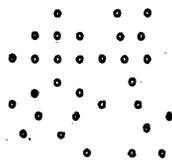
原告 4 1 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 4 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 2 0 9, 3 4 4)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 4 1 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 4 4 1) によれば、原告 4 1 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 4 1 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「長野県」の欄の公表により、原告 4 1 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 4 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 4 1 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 4 1 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2 0 0 0 円と認めるのが相当である。



## 原告 4 2

### 1 認定事実

原告 4 2 は、昭和 2 2 年に長野県飯山市で出生し、原告解放同盟長野県連合会執行副委員長などを務め、現在は坂城町協議会会長を務めている。

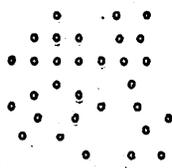
原告 4 2 の現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地欄」にある地名の一部としても記載されている。

原告 4 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

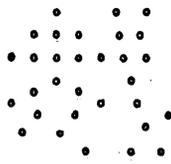
(甲 8 6, 3 4 4)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 4 2 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 6 0 5)によれば、原告 4 2 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 4 2 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「長野県」の欄の公表により、原告 4 2 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 4 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 4 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 4 2 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認め



るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



## 原告 43

### 1 認定事実

原告 43 は、昭和 16 年に長野市で出生し、原告解放同盟長野県連合会執行委員長などを務め、平成 30 年 5 月に退任した。

原告 43 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載され、その「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

原告 43 は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 210, 344)

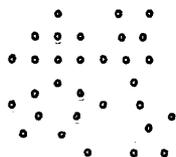
### 2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 43 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

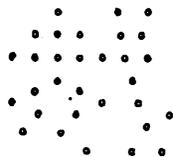
他方、証拠（乙 441, 442, 606）によれば、原告 43 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 43 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「長野県」の欄の公表により、原告 43 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 43 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 43 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 43 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



## 原告 4 4

### 1 認定事実

原告 4 4 は、昭和 2 8 年に長野県佐久市で出生し、その後、原告解放同盟長野県連合会事務局長などを務め、現在は佐久市協議会会長などを務めている。

原告 4 4 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

原告 4 4 は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし番地までの記載しかないもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 1 3 0, 3 4 4)

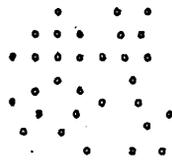
### 2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 4 4 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

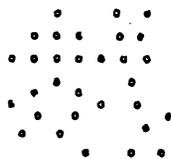
他方、証拠（乙 3 2 3）によれば、原告 4 4 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 4 4 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「長野県」の欄の公表により、原告 4 4 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 4 4 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（なお、住所は番地までの記載しかないものの、原告 4 4 の現住所と同一性を欠くものとはいえないから、上記の認定判断を左右しない。）。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 4 4 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 4 4 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



## 原告45

### 1 認定事実

原告45は、昭和25年に長野県佐久市で出生し、現在は原告解放同盟佐久市協議会書記長を務めている。

原告45の現住所及び現本籍の旧地名は、本件地域一覧の長野県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告45は、本件人物一覧の「部落解放同盟長野県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲211, 344)

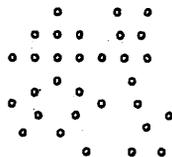
### 2 判断

(1) 上記認定によれば、原告45は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

他方、証拠(乙441から443まで)によれば、原告45が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告45の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「長野県」の欄の公表により、原告45のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告45は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告45の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告45が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認め



るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。